

# 環境経営レポート

【運用期間:2023年4月1日～2024年3月31日】

第05号



発行日:2024年6月6日



®環境省

エコアクション21

認証番号 0013118

邦英商興株式会社

# 目 次

I. 組織の概要	..... P 1
II. 実施体制	..... P 3
III. 環境経営方針	..... P 5
IV. 環境経営目標	..... P 5
V. 環境経営計画に基づき実施した取組内容	..... P 6
VI. 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標	..... P 7
VII. 環境経営計画の取組結果とその評価, 及び次年度の環境経営計画	..... P 9
VIII. 当社の取り組み	..... P 10
IX. 環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、 訴訟の有無	..... P 12
X. 代表者による全体の評価と見直し・指示	..... P 13

# I 組織の概要

## 1. 事業者名及び代表者名

邦英商興株式会社

代表取締役社長 裏川 直也

## 2. 所在地

本社 愛知県名古屋市北区志賀町1丁目18番地

港工場 愛知県名古屋市港区善進本町346

静岡営業所 静岡県駿東郡長泉町中土狩555-1-401

今回対象範囲

## 3. 会社履歴

法人設立 1967年12月21日

資本金 2,000万円

事業年度 当年10月～翌年9月

## 4. 環境管理責任者及び担当者氏名、連絡先

環境管理責任者 田中 藤太

連絡先 055-986-8393

## 5. 事業の概要

・プラント設計施工

・焼却場運営管理

## 6. 事業の規模(事業年度:当年10月～翌年9月)

(本社、港工場、静岡営業所)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高(千万)	146	116	165	167	159
従業員数(人)	27	29	31	31	27

(静岡営業所)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高(千万)	32	32	32	32	32
従業員数(人)	8	8	8	8	8

## 7. レポートの運用期間及び発行日

運用期間 2023年4月1日～2024年3月31日

発行日 2024年6月6日

## 8. 対象範囲(認証・登録範囲)

対象活動: 塵芥焼却場の運営管理とメンテナンス

対象組織: 静岡営業所

## 9. 産業廃棄物の種類

・産業廃棄物は搬出なし

## 10. 設備概要(長泉町塵芥焼却場)

施設名称	長泉町塵芥焼却場
所在地	静岡県駿東郡長泉町東野143-11
敷地面積	13,681㎡
処理能力	150t/24h (75t/24h×2炉)
炉形式	全連続燃焼焼却炉
建設年度	昭和49年3月25日竣工 (当初)
	平成12年3月22日竣工 (ダイオキシン類対策による基幹改良)
設計・施工	日本車輛製造株式会社

## 11. 長泉町塵芥焼却場のごみ焼却量の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ごみ焼却量 (t/年)	7166.21	7046.21	7181.89	7008.33	7158.02	7697.69

## Ⅱ 実施体制

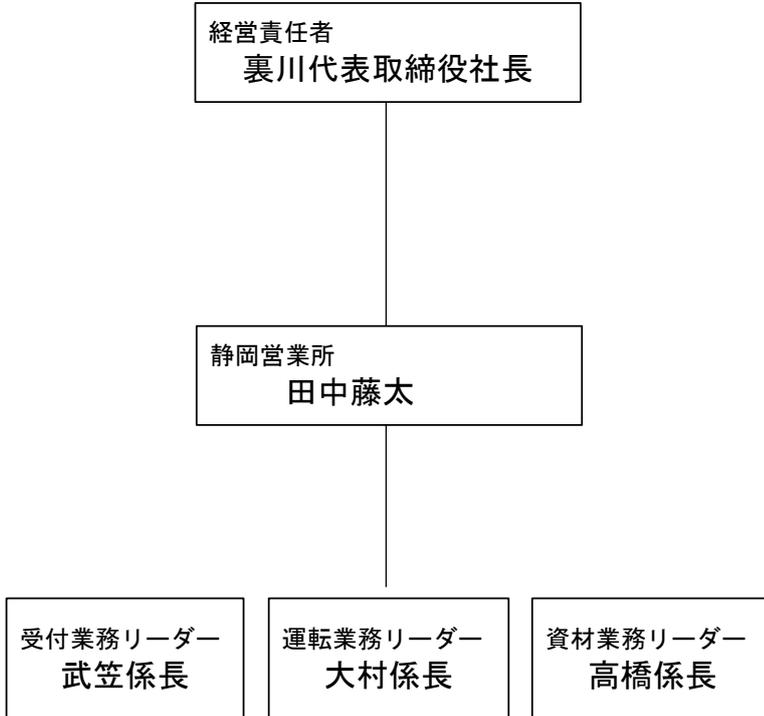
作成日:2024年6月6日

作成者:田中

### ■対象範囲

・対象範囲:静岡営業所、全活動

### ■実施体制表



### <環境管理組織における機能>

#### 経営責任者

- ① 環境経営全般に対する責任と権限
- ② 環境経営方針の作成と社員への周知
- ③ 実施体制の構築
- ④ 全体の評価と見直し
- ⑤ 経営の課題とチャンス

3

#### 環境管理責任者

- ① 環境経営活動の推進
- ② 環境経営目標及び環境経営計画の作成
- ③ 環境経営推進会議の実施
- ④ 経営者への進捗報告

#### EA-21活動事務局

- ① 各部門のデータのまとめ
- ② 環境経営計画の予実績管理
- ③ 環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者補佐
- ⑤ 環境関連法規制等最新版管理
- ⑥ 文書・記録の管理

#### 各部門

- ① 環境経営計画への取組
- ② 月別部門データの集計
- ③ 問題点の把握と改善の実施
- ④ 推進会議の出席
- ⑤ 新入従業員教育

# Ⅲ 環境経営方針

## [環境経営理念]

当社は、邦英商興株式会社の社是・社訓、経営理念に基づき、本業であるプラント設計施工・中間処理業を通じて、地球温暖化問題への取組みや地域の環境活動に自主的・積極的に取組みます。そして、循環社会形成に取組み企業を目指します。

## [基本方針]

当社は、環境理念に基づいた環境経営システムを構築し、環境負荷を軽減すると共に、環境に配慮した継続的な活動を展開いたします。

1. 全員で環境保全活動を展開し、CO2排出量、廃棄物排出量、総排水量の削減に努めます。
  - 1) 電気、軽油、ガソリンの省エネルギー活動の推進
  - 2) 自社及び収集・運搬廃棄物のリサイクル向上の推進
  - 3) 節水活動による水使用量の削減
2. 環境に配慮した物品の調達と地域社会への取組
  - 事務用品や用度品のグリーン購入の推進
  - 廃棄物排出事業者、住民に対して分別排出の指導・支援の推進
3. 環境関連法規制等の遵守
  - 1) 環境関連法規制及びその他の規制を遵守
4. 環境コミュニケーションの積極的实施
  - 1) 環境活動レポートを公開し、利害関係者とのより良いコミュニケーションを実践
5. 環境経営の継続的改善
  - 1) 廃棄物処理事業の取組みを中心に環境経営の継続的改善の推進

社内においては、全従業員に環境経営方針を周知し、全社員参画による取組を展開します。

制定日 2019年11月1日

邦英商興株式会社  
代表取締役社長 裏川 直也

## IV 環境経営目標

### 中長期の環境目標

項目	単位	基準年度	目標年度				
		2018年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
		2018年4月 ～ 2019年3月	2022年4月 ～ 2023年3月	2023年4月 ～ 2024年3月	2024年4月 ～ 2025年3月	2025年4月 ～ 2026年3月	
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub> /年	707,574.8	-5%	-5%	-5%	-5%	
内訳	購入電力	kwh/年	1,178,670.0	-5%	-5%	-5%	-5%
	ガソリン	L/年	556.0	-5%	-5%	-5%	-5%
	軽油	L/年	1,276.1	-5%	-5%	-5%	-5%
	灯油	L/年	57,953.0	-5%	-5%	-5%	-5%
産業廃棄物排出量	t/年	0.0	-5%	-5%	-5%	-5%	
一般廃棄物排出量	t/年	0.0	-5%	-5%	-5%	-5%	
水使用量	m <sup>3</sup> /年	0.0	-5%	-5%	-5%	-5%	
排出事業者への分別指導	件/年	12.0	12	12	12	12	

#### <備考>

- グリーン購入の活動は、定性目標とする
- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、2018年度までは東京電力(2017年度)の調整後排出係数「0.474kg-CO<sub>2</sub>/kWh」を使用、2022年度以降は大和ハウス工業㈱「0.430kg-CO<sub>2</sub>/kWh」を使用した。  
2023年度以降はデジタルグリッド㈱「0.461kg-CO<sub>2</sub>/kWh」を使用した。

## V 環境経営計画への取組内容

【運用期間:2023年4月1日～2024年3月31日】

目的	項目	活動項目	スケジュール												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
二酸化炭素の削減	照明	① 消灯の徹底(1回/週チェックする)	→												
		② 人感センサーの導入検討									▼				
		③ プルスイッチの導入検討									▼				
		④ 高効率照明機器の導入検討(LED化)	→												
	空調	① 温度設定夏28℃ 冬20℃			→										
		② クールビズ、ウォームビズ										→			
		③ フィルター定期清掃	▼			▼				▼		▼			
		④ 使用していない部屋の空調停止	→												
		⑤ 遮光対策の検討									▼				
	コンプレッサー	① エア配管の清掃	→												
		② コンプレッサーフィルター清掃	→												
		③ コンプレッサーの整備									▼				
		④ 昼休み時間稼働停止	→												
		⑤ 適正圧力の確認	→												
		⑥ 高効率コンプレッサー導入検討										▼			
		⑦ エアー漏れの点検と修理	▼			▼					▼		▼		
	燃焼設備	① 各機器の間欠運転											▼		
		② 高効率モーター機器の導入	→												
	設備・他	① 停止時メイン電源OFF	→												
		② デマンド計での監視	→												
		③ 太陽光発電導入検討									▼				
	乗用車・トラック等	① エコドライブ	→												
		② 日常・定期点検の実施	→												
		③ 省エネ車の導入検討									▼				
		④ 排ガス対応車の導入検討									▼				
	湯沸	① 使用時間規制の検討									▼				
		廃棄物のリサイクル	① コピー用紙の両面使用	→											
② 封筒の再利用	→														
③ 集約化購買	→														
④ FAXのPDF化	→														
⑤ 3Rの実践(リユース、リサイクル、リデュース)	→														
⑥ 廃棄物の分別リサイクル	→														
産業廃棄物	① 古紙、カン、ビン、ペットボトル等の分別化	→													
	② 分別ルートの新規開拓検討									▼					
	③ 新規顧客の開拓検討									▼					
節水	上水	① 節水表示	→												
		② ストップガンの利用									▼				
		③ 節水こまの取付け検討									▼				
グリーン購入	事務用品	① 環境ラベル対応品の購入検討	→												
		② 何回も使える物品の購入検討	→												
	備品	① 環境ラベル登録品の購入検討	→												
		② 小さい容器から大きな容器への切替検討	→												
排出事業者への分別指導	① 分別方法を示した冊子を作成の検討	→													
	② 取引先への教育方法の検討	→													

## VI 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標

### ①運用期間(2022年4月～2023年3月)の実績

項目	単位	基準年度	運用期間					
		2018年度	2023年4月～2024年3月					
		2018年4月 ～ 2019年3月	目標 削減率	目標値	実績 削減率	実績値	評価	
二酸化炭素	kg-CO <sub>2</sub> /年	707,574.8	-5%	672,196.1	2.57%	725,774.0	×	
内訳	購入電力	kwh/年	1,178,670.0	-5%	1,119,736.5	6.39%	1,253,973.0	×
	ガソリン	L/年	556.0	-5%	528.2	-82.55%	97.0	○
	軽油	L/年	1,276.1	-5%	1,212.3	-7.44%	1,181.2	○
	灯油	L/年	57,953.0	-5%	55,055.4	0.08%	58,000.0	×
産業廃棄物排出量	t/年	0.0	-5%	0.0	0.00%	0.00	○	
一般廃棄物排出量	t/年	0.0	-5%	0.0	—	0.00	○	
水使用量	m <sup>3</sup> /年	0.0	-5%	0.0	—	0.00	○	
排出事業者への分別指導	件/年	12.0	—	12	—	12	○	

<備考>削減比率は、目標値に対する削減量の割合である。

年度別比較は次ページに示す。

### <評価>

総括	<p>二酸化炭素の削減率は今年度：2023年度目標削減率2.57%と目標未達成でした。</p> <p>要因として、購入電力量が増加しておりますので、照明器具・外灯の点灯・消灯時間の見直しを継続的に行ってまいります。また、灯油使用量につきましてバーナーの点火、消火温度の設定値を見直し、燃料消費量の削減に取り組んでまいります。</p>
----	--

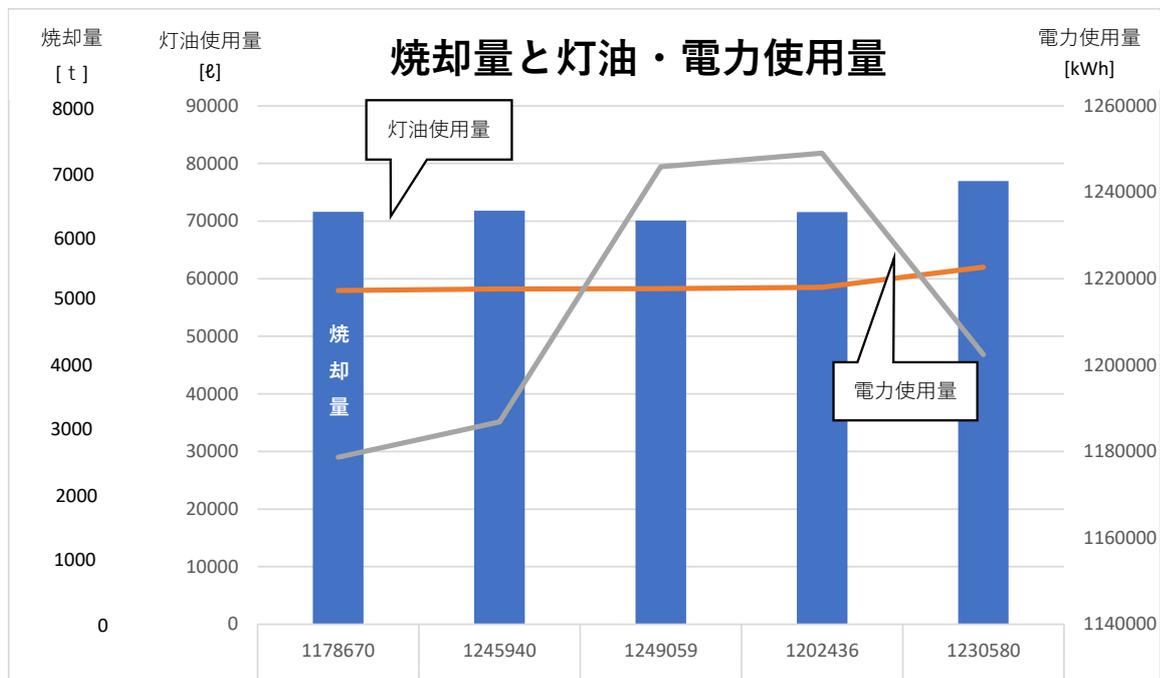
### ※目標未達：評価×の項目

購入電力	原因	・昨年度に引き続き焼却処理能力等法令遵守のために焼却稼働時間が増えたため、購入電力量が増加（焼却処理能力の設計値に従い適正な時間をかけて焼却）
	対策	・高効率モーター機器の導入
		・焼却場内の照明器具・外灯の点灯・消灯時間の見直し ・将来的な焼却処理能力の見直し
灯油	原因	・低位発熱量が低下しており、ごみ焼却に必要な燃料が増加したため。
	対策	・焼却炉の運転スケジュールの適正化 ・将来的な焼却処理能力の見直し

### ②次年度の環境経営目標

・2024年度の環境経営目標は-5%とする。

	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
烧却量 [t]	7160.21	7181.87	7008.33	7158.02	7697.69
灯油使用量 [ℓ]	57953	58257	58495	62000	59126
電力使用量 [kWh]	1178670	1245940	1249059	1202436	1230580



## Ⅶ 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

【運用期間：2023年4月1日～2024年3月31日】

目的	項目	活動項目	評価		今後(次年度)の取組
			評価	内容	内容
二酸化炭素の削減	照明	① 消灯の徹底(1回/週チェックする)	○	徹底されている	継続実施
		② 人感センサーの導入検討	○	実施された	継続実施
		③ プルススイッチ導入検討	○	実施された	継続実施
		④ 高効率照明機器の導入検討(LED化)	○	電球を一部LED化	継続実施
	空調	① 温度設定夏28℃ 冬20℃	○	表示、朝礼時説明	継続実施
		② クールビズ、ウォームビズ	○	表示、朝礼時説明	継続実施
		③ フィルター定期清掃	○	3月一度実施	継続実施
		④ 使用していない部屋の空調停止	○	徹底されている	継続実施
		⑤ 遮光対策の検討	○	実施された	継続実施
		⑥ 断熱化対策の検討	○	実施された	継続実施
		⑦ 新規空調設備への代替え、及び導入検討	○	実施された	継続実施
	コンプレッサ	① 無駄の配管の徹底	○	徹底されている	継続実施
		② 二方弁の取り付け及びサージタンク検討	○	徹底されている	継続実施
		③ コンプレッサ環境整備	○	換気の実施	継続実施
		④ 昼休み時間稼働停止	○	徹底されている	継続実施
		⑤ 高効率コンプレッサ導入検討	○	計画作成	継続実施
		⑥ エアー漏れの点検と修理	○	月一度チェック	継続実施
	設備 他	① 停止時メイン電源OFF	○	徹底されている	継続実施
		② デマンド計での監視	○	導入済み	継続実施
		③ 太陽光発電導入検討	○	検討実施	継続実施
	乗用車・トラック・他	① エコドライブ	○	エコドライブカード配布	継続実施
		② 日常・定期点検の実施	○	日常点検継続実施	継続実施
		③ 省エネ車の導入検討	○	実施された	継続実施
		④ 排ガス対応車の導入検討	○	実施された	継続実施
湯沸	① 使用時間規制の検討	○	使用時間張り紙	継続実施	
廃棄物のリサイクル	事業所排出物	① コピー用紙の両面使用	○	裏紙使用	継続実施
		② 封筒の再利用	○	社内便活用	継続実施
		③ 集約化購買	○	徹底されている	継続実施
		④ FAXのPDF化	○	徹底されている	継続実施
		⑤ 3Rの実践(リユース、リサイクル、リデュース)	○	徹底されている	継続実施
		⑥ 廃棄物の分別とリサイクル	○	分別基準と実施	継続実施
	産業廃棄物	① 古紙、カン、ビン、ペットボトル等の分別化	○	徹底されている	継続実施
		② 分別ルートの新規開拓検討	○	新規プラスチック販売ルート	継続実施
		③ 新規顧客の開拓検討	○	実施された	継続実施
節水	上水	① 節水表示	○	表示OK	継続実施
		② ストップガンの利用	○	検討実施	継続実施
		③ 節水こまの取付け検討	○	検討実施	継続実施
グリーン購入	事務用品	① 環境ラベル対応品の購入検討	○	検討実施	継続実施
		② 何回も使える物品の購入検討	○	検討実施	継続実施
	備品	① 環境ラベル登録品の購入検討	○	検討実施	継続実施
		② 小さい容器から大きな容器への切替検討	○	検討実施	継続実施
排出事業者への分別指導	① 分別方法を示した冊子を作成の検討	○	検討実施	継続実施	
	② 取引先への教育方法の検討	○	一部実施	継続実施	

<備考>  
 評価判定：○(良くてきた) △(まあまあできた) ×(できなかった) -(実施が見送られた)

## Ⅷ 当社の取組み

### ◆デマンド監視装置の導入(2020年1月～)



### ◆全スイッチ、水道に表示



11

### ◆3Rの実践(リユース、リサイクル、リデュース)



### ◆コピー用紙の両面使用



### ◆周辺道路の清掃活動



### ◆施設内外の草刈り作業



# IX 環境関連法規の遵守状況確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

## 1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

※当施設は長泉町保有であるが、管理運営は邦英商興株式会社が実施

評価日 2024年6月6日

評価者 環境管理責任者 田中 藤太

法律・条例	条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守評価	
廃棄物処理法	第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○	
	第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○	
	第12条第6項	運搬、処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○	
	第12条の3第1項	マニフェストの交付		○	
	第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○	
	第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェスト返却	B1票の90日以内の送付等	○	
	第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○	
	第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D,E票(180日以内)の期間内返却	○	
	第14条第1項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の許可	県知事の許可	該当なし	
	第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	該当なし	
	第14条第1項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の許可	県知事の許可	該当なし	
	第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	該当なし	
	第14条の2	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者許可等変更	県知事の許可	該当なし	
	第15条	産業廃棄物処理施設設置の許可	・廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場等 ・都道府県知事の許可	該当なし	
	第16条	不法投棄の禁止		○	
大気汚染防止法	第13条	ばい煙の排出の制限	ばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合	○	
	第16条	ばい煙量等の測定	ばい煙濃度を測定し、その結果を記録し保存	○	
	第17条	事故時の措置	ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じその事故の状況を都道府県知事に通報	○	
	第17条の2	事業者の責務	ばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、排出を抑制するために必要な措置を講ずる	○	
騒音規制法	第5条	規制基準値の遵守	騒音の測定(市及び自主検査)	○	
	第6条	特定施設の届出	空気圧縮機(原動機の定格出力が10kw)	○	
	第8条	特定施設の数等の変更の届出	変更無し	該当なし	
振動規制法	第5条	規制基準値の遵守	騒音の測定(市及び自主検査)	○	
	第6条	特定施設の届出	金属加工機械(液圧プレス)	○	
	第8条	特定施設の変更等の届出	届出内容の変更無し	該当なし	
浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	保守点検及び定期清掃の実施	○	
	第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○	
	第11条	指定検査機関による水質検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○	
家電リサイクル法	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし	
自動車リサイクル法	第8条	使用済自動車の引渡義務		該当なし	
	第73条	使用済自動車の引き取り業者への引渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	該当なし	
道路交通法	第55条	乗車又は積載の方法	設備された場所以外の乗車又は積載の禁止	○	
	第70条	安全運転の義務	危害を及ぼさないような速度と方法で運転	○	
	第74条	車両等の使用者の義務	交通法規の遵守	○	
道路運送車両法	第47条の2	日常点検整備及び定期点検整備	・日常点検整備 ・定期点検整備(3か月点検整備、6か月点検整備、1年点検整備)	○	
消防法	第9条の4	指定可燃物の届出	紙屑、プラスチック類	○	
フロン排出抑制法	第16条	冷凍空調機:全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施 電動機定格出力に応じた有資格者が「定期点検」 ②空調機(50kW以上)1年に1回以上 ③空調機(7.5kW~50kW未満)3年に1回以上 ④冷凍冷蔵機器(7.5kW以上)1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検実施	○	
	第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務、簡易点検の実施(3ヶ月に1度)	○	
省エネ法	第4条	エネルギー使用量の合計が1,500L/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量(原油換算地)の把握	該当なし	
静岡県条例	第52条	騒音基準の遵守義務		○	
	第53条	騒音特定施設の届出	空気圧縮機(原動機の定格出力が4kw)	○	
	第55条	騒音特定施設変更の届出		該当なし	
	第79条	振動基準の遵守義務		○	
	第80条	振動特定施設の届出	金属加工機械(液圧プレス)	○	
	第82条	振動特定施設の変更等の届出		該当なし	
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条	産業廃棄物管理責任者の設置		○	
	第10条	委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○	
責務・努力	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
	地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
	循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力	○
	リサイクル法	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし
	グリーン購入法	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品購入、借受け等する場合の環境物品等選択	○

## 2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去4年間ありませんでした。

# X 代表者による全体評価と見直し・指示

1・見直し 関連情報	項目	確認	評価・コメント
	1	エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/>
2	環境経営目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/>	購入電力は未達
3	環境経営計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	継続して取り組みます
4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>	記録に記載いたしました。
5	外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/>	特に問題ありませんでした。
6	問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	
7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/>	継続して取り組みます
8	その他	<input checked="" type="checkbox"/>	

2・代表者による 全体評価・見直し 指示	<p>今年度：2023年度は二酸化炭素排出量の目標削減率-5%は未達成でした。</p> <p>要因は購入電力量・灯油使用量については目標達成することができませんでした。これについては静岡営業所のうち大きな消費となる長泉町塵芥焼却場での削減対策が肝要となってきます。長泉町塵芥焼却場は長泉町から包括委託管理運営業務を受託させていただいているため、長泉町と継続的なコミュニケーションを図りながら、未達項目の更なる削減に向けた対策を立案・推進を行うよう指示しました。</p> <p>また、環境省主導のもとプラスチック類の分別化が進み、ごみに含まれるカロリーが年々低下しつつあります。ごみの低カロリー化が進む中、弊社といたしまして住民の方にはごみを出す際には余分な水分を切って排出する様、呼びかけを行っています。</p> <p style="text-align: right;">2024年6月6日 邦英商興株式会社 静岡営業所主任 田中 藤太</p>			
		見直し項目	変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
	1	環境経営方針	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2	環境経営目標	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	3	環境経営計画	<input checked="" type="radio"/> 有・無	関係者と継続的なコミュニケーションを図り、対策立案し実行すること。
	4	環境に関する組織(実施体制含め)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	5	その他のシステム要素	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	6	その他(外部への対応)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	